

東京都森林経営管理制度協議会について

1 テーマの趣旨・目的

令和元年度に施行された森林経営管理法により、私有人工林における森林所有者への意向調査、森林の経営管理等、森林を所管する市町村の役割が重要となっている。また、同年度より交付された森林環境譲与税について都市部自治体と都内の森林面積の約7割を所管する多摩地域の自治体との連携による森林整備が求められている。

しかし、都内の市町村の多くが他の業務との兼務で林務業務を担当しており、人員・専門人材ともに不足している状況にある。

そこで、森林の適正な管理及び森林環境譲与税の活用による自治体間連携を推進していただくことを目的として、多摩6市町村参加のもと設立した「東京都森林経営管理制度協議会」に関する取り組みについて紹介する。

2 現状及びこれまでの取組の成果・課題

(1) 「東京都森林経営管理制度協議会」の概要

令和2年11月に設立。協議会の目的は森林経営管理制度に基づく業務を推進するために必要な事業を行うこととしている。構成は東京都が事務局となり、参加団体は多摩6市町村（奥多摩町、青梅市、檜原村、あきる野市、日の出町、八王子市）及び東京都森林組合となっている。（図1）

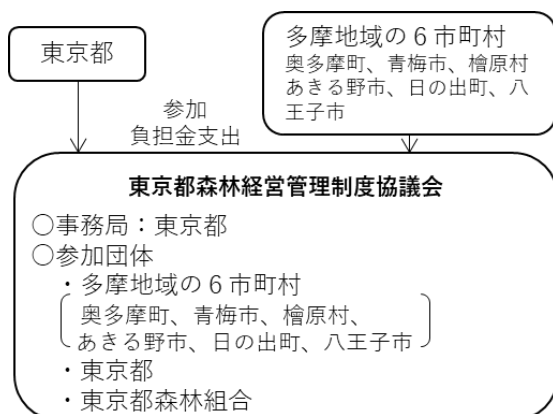


図1 東京都森林経営管理制度協議会の構成

(2) 事業内容

①森林経営管理制度の運用

令和2年度は、市町村が森林所有者に対して行う意向調査に向けた準備として、経営管理が行われていない意向調査対象森林の抽出、森林所有者リストの作成、次年度意向調査を実施するモデル地区の選定等について協議会が発注した委託業務により取りまとめた。（図2）

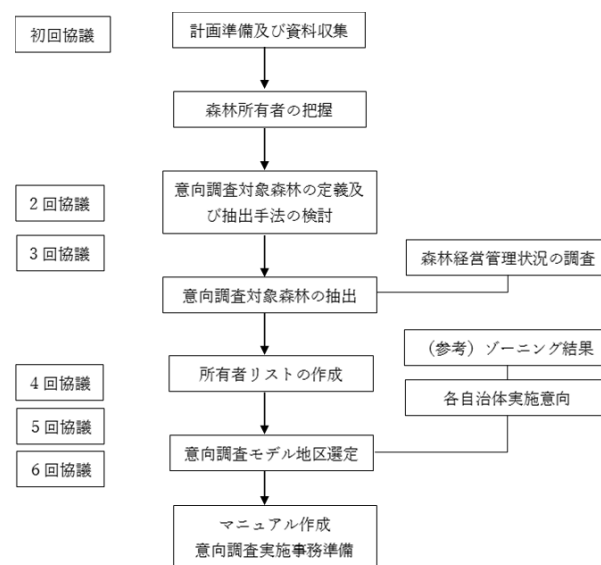


図2 令和2年度業務フロー



協議会の様子

令和3年度は、令和2年度に選定したモデル地区等において意向調査を実施した。意向調査実施後は森林所有

者からの回答集計し、問題点を精査し次年度以降に行う意向調査の見直しを行った。

令和4年度からはモデル地区やそれ以外のエリアの森林所有者に対して順次意向調査を実施している。

今後、意向調査により抽出した森林整備が実施されていない民有林の森林所有者に対して、市町村が経営計画の認定請求者を紹介するといった取り組みを実施する予定。

②森林環境譲与税の活用（自治体間のマッチング）

令和4年度には、区部が多摩6市町村の森林において森林環境譲与税を活用し森林整備・交流連携・木材利用等を実施できるか、協議会内で検討を行った。

その後、令和5年度には区部と市町村による環境譲与税の効果的な活用を目的とした新たな連携が開始された。

3 今後取組むべき内容

令和2年度より開始した森林経営管理制度の支援により各市町村の意向調査が円滑に行われている。今後は調査結果を森林整備にどのように反映させていくか引き続き市町村担当者と協議を行い検討する。

そして都内における森林整備の促進を目的として、引き続き意向調査や都内連携へのフィールド提供含む施業地の取りまとめ等の支援を実施する。